

東京都行政書士会行政書士事務所設置指導基準

(目的)

第1条 日本行政書士会連合会会則第2条に従い、品位の保持と事務所の安定を期し、もって依頼人の信頼に応えその利便に供するため、この指導基準を定める。

(構造等)

第2条 事務所の設置にあたっては、業務取扱上の秘密を保持しうるよう明確な区分を設けるとともに、他人が容易に侵入できない構造でなければならない。

2 事務所の管理に責任を持ち、正常な利用、運営を図らなければならない。

3 事務所は、不特定多数人に認識され、その依頼に応じられるよう適当な場所に設置しなければならない。なお、変更登録申請の場合は、行政書士事務所であることを明らかにした表札を掲示していなければならない。

4 事務所の防火及び消火の設備を確保するよう努めなければならない。

5 事務所の内装は、品位を保持しうるよう配慮しなければならない。

(設備)

第3条 事務所の設備は、概ね次のとおりとする。

一 事務スペース及び接客スペースがあること

二 照明及び第五号から第七号記載の機器を作動させるための電源設備及び通信回線設備

三 事務用机・椅子

四 書類等保管庫（容易に移動できないもの、鍵がかかるもの）

五 電話

六 プリンター・FAX・コピー機等

七 パソコン等

八 用紙、事務用品等収納庫又は収納棚

九 業務用図書及び図書棚

(申請の留保)

第4条 会長は、この基準を満たしていないと思料するときは、当該登録申請を留保することができる。

附則

(施行期日)

1 この指導基準は、平成24年11月28日から施行する。

2 令和3年11月18日一部改正、令和4年2月1日施行